

一般社団法人茨城県吹奏楽連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人茨城県吹奏楽連盟と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を茨城県取手市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、吹奏楽（コンサートバンド、マーチングバンド等）の普及と発展を通して、広く県民文化の向上と青少年の健全な育成を目指すとともに、他県及び諸外国との文化交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 演奏会、コンクール、マーチングフェスティバル、アンサンブルコンテストの開催
- (2) 講習会、研究会等の開催
- (3) 指導者の育成
- (4) 機関誌「吹連いばらき」の刊行
- (5) その他当法人の目的達成に必要な事業

第3章 社員等

(法人の構成員)

第5条 当法人の構成員は社員及び会員（以下「社員等」という。）とし、社員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 当法人の会員は次の3種とする。

- (1) 団体会員 茨城県内の小学校及び小学生による団体、中学校、高等学校、大学、職場一般における非職業の吹奏楽団
- (2) 個人会員 当法人に功勞のあった者及び学識経験者で、理事会の推薦により社員総会で承認された者
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同する個人又は団体

(社員等の資格の取得)

第6条 当法人の社員等になろうとする者は、所定の入社申込書（社員の場合）又は入会申込書（会員の場合）を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等)

第7条 社員等は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員等にな

った時及び毎年、理事会で別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社等)

第8条 社員等は、所定の退社届(社員の場合)又は退会届(会員の場合)を当法人に提出することにより、任意にいつでも退社又は退会することができる。

(法定退社等)

第9条 前条の場合のほか、社員等は、次に掲げる事由によって退社又は退会する。

- (1) 定款で定めた事由の発生
- (2) 総社員の同意
- (3) 死亡又は解散
- (4) 除名

(社員の除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該

社員を除名することが出来る。この場合、当該社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会にて弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名したときは、その旨を、除名した社員に通知する。

(会員の除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することが出来る。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 年会費を1年以上滞納したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(召集時期)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(召集権者)

第15条 社員総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い他の理事が社員総会を招集する。

3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第16条 社員総会を招集するには、社員総会の日の一週間前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、法人法第38条第1項第3号(書面による議決権行使)又は第4号(電磁的方法による議決権行使)に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日の二週間前までにその通知を発ししなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、法人法第38条第1項第3号又は4号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第20条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

2 前項の場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間、当法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 当法人に、次の役員を置く

- (1) 理事 3名以上40名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、5名以内を副理事長、1名を事務局長、それら以外の理事のうち5名以内を常任理事とする。

3 理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、事務局長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数は、理事の総数の3分の1以下でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

4 事務局長は、事務局を代表し、会計管理、文書管理、事務作業を監督する。

5 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、法人法若しくはこの定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(事務局)

第29条 当法人の事務及び会計を処理するため、事務局を設ける。

2 職員の任免、職務等については理事会で別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、事務局長及び常任理事の選定及び解職

(召集権者)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集通知)

第33条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の経路を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い他の理事がこれに代わる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事が記名押印する。

2 前項の議事録は、理事会の日から10年間、当法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び計算書類)

第38条 当法人の事業報告及び計算書類については、毎年業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、理事が定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(計算書類等の備え置き)

第39条 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書(監査報告を含む。)を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、当法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(剰余金の処分制限)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属させるものとする。

- (1) 公共社団法人又は公共財団法人
- (2) 公共社団法人及び公共財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 名誉役員等

(名誉役員等)

第45条 当法人に名誉役員、顧問及び参与（以下「名誉役員等」という。）を置くことができる。

2 名誉役員等の選任方法、任期等については理事会で別に定める。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

川名 孝夫

小塚 功

篠原 勉

(定款に定めがない事項)

第48条 本定款に定めがない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人茨城県吹奏楽連盟を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士後藤栄昭は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

設立時社員 川名 孝夫

設立時社員 小塚 功

設立時社員 篠原 勉

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 後藤 栄昭